

歯科医療制度改革

-- 質の高い、安心安全な信頼される歯科医療のために --

昨今、「医療崩壊」の話題がテレビ・新聞その他のメディアを賑わせています。この「医療崩壊」、マスコミにはあまり出てきませんが、歯科の現場においても始まっており、徐々に国民の口腔の健康回復・保持に影響がはじめています。今の状態が長らく続くと、おそらく国民にとっても歯科医療者にとっても不幸な結末が待っていることになるでしょう。

歯科医療が高度化し、国民の要求するレベルも上がっているなか、現在の歯科医療提供体制、歯科医療制度には時代遅れの感もでてきており、患者さんにも歯科医療者にも不満が蓄積しつつあります。真に国民のためになる歯科医療提供体制・歯科医療制度はどうあるべきなのかを、これに関与する人、つまり全国民で議論するときが来ているのではないのでしょうか。

今の歯科医療制度で必要な課題と解決の糸口となる以下の項目が検討され、国民の口腔の健康回復・増進・維持のために寄与されることを望みます。

制度決定のプロセスを国民参加型のオープンなものにすること

信頼される歯科医療提供のため、歯科医療の安全・安心向上、質の向上のための施策に取り組むこと

(みんなの歯科ネットワーク)

制度決定のプロセスを国民参加型のオープンなものにすること

歯科医療に必要なコストを示し、国家予算をどう配分するのかの議論をオープンな場で行うこと。

既存の体制にとらわれない中医協改革を行い、中医協で行われる議論の更なる情報公開を行うこと。
中医協への政治の関与、国民の関与、現場の医療従事者の関与も検討すること。

不適正な診療報酬や算定ルール決定過程の透明化を図ること。

ルールを決める部署、ルール違反を取り締まる部署、処罰をする部署を明確に区別し、また、実態にそぐわないルールは早急に改善を図るため、決定されたルールの正当性を審議する第三者の部門を設けること。ルールを決める部署、ルールの正当性を審議する部署には被保険者(つまりは国民)も加えること。疑義解釈は、医学的見地により決定されるべきであり、医療費抑制の手段として用いないこと。

医系技官の適格性を審査する「第三者委員会」を設置すること。

新しい技術を保険に導入するかどうかは国民の意見を広く求めること。

診療報酬の決定は、基礎的成本・技術コスト・政策コストの3層構造とすることとし、財源をいかに分配するかが優先されてはいけないこと。政策コストの決定には政治家の関与も認めること。

日常の診療報酬請求において、ルールの適用に疑問が生じたときには、即座に調べることでできるシステムを構築すること。

保険者の義務・役割の明確にすること。診療報酬を支払うだけでなく、被保険者に対しての制度説明義務や、国民の口腔の健康の回復・維持・増進に対しての責務を明確にすること。

医療者の裁量権を狭小化せずにルールを適用し、裁量権を最大限認めること。ただし、次項に挙げる項目と関連するが、医療関係者が遵守すべき職業倫理規定または医の倫理原則を明確にし、倫理違反は速やかに指摘され、倫理違反を犯した医師には懲戒および更生させるようなシステムを検討すること。ただし、そのシステムは国が強権を発揮する場であってはいけないこと。

信頼される歯科医療提供のため、歯科医療の安全・安心向上、質の向上のための施策に取り組むこと

現在の国民が求めるレベルの歯科医療を提供する場合に、どれくらいの歯科医療費が適正と考えられるのかを算出すること。

必要な人に必要かつ十分な歯科医療を提供できる制度の構築を進めること。

歯科医療の一定水準以上の質の確保を図ること。

歯科疾患の予防、歯科検診制度や往診・口腔ケアの問題など、障がい者・発達障害児・要介護者・妊婦などにもしっかりと対応した、生涯にわたる口腔の健康回復・増進・保持のために必要な施策を講じること。

口腔保健向上のために予防処置の保険への導入の検討すること。

「受けた歯科医療の内容が理解できる明細書」の発行を検討すること。

51年通知について(いわゆる混合診療問題)の見直しを含めた抜本的な整理を行う場を設置すること。

現在の制度上において歯科医師が過剰であるならば、それは歯科医療の低下につながるため、現在の日本において適正な歯科医療を提供するための適正な歯科医師数はどれくらいなのかをシミュレーションし、現実がそれと大幅に乖離しているなら、早急な改善を図ること。

歯科医師の資質を確保するために、歯科大学の定員削減に対する補助を行うとともに、歯科医師国家試験に絶対的評価を導入すること。

歯科大学・歯学部を卒業する学生の資質を高めるため、卒業生の質を評価する機関を設け、一定基準を満たさない大学には何らかの処置をとることを検討すること。

歯科医療は外科的な処置が主体を占めるが、感染対策等の医療安全対策に伴うコストを適切に診療報酬に反映させること。

日本には強制加入の自己管理組織は存在しないが、信頼される歯科医療のために免許管理団体の創設や免許更新制、専門医性などを広く国民も含めた議論の対象とすること。歯科医療者の自律を強化する何らかの方策を提示すること。

国民が求めるレベルの歯科医療を提供するために、適正な技工料金がいくらであるべきなのかを算出すること。

国民が求めるレベルの歯科医療を提供するために、歯科衛生士に対する適正な評価を認めること。

歯科医療の安全・安心のための技工物が提供できるために、海外技工物についての情報を公開するとともに、国民を交えて議論し、将来の歯科医療に悪影響が出ないようにすること。

往診・口腔ケアの問題や高齢化社会を迎えての歯科衛生士の活用をはかること。

歯科技工士、歯科衛生士が保険制度内で関与できる範囲を広げることを検討すると同時に、歯科衛生士や歯科技工士にも倫理規範を求めることを検討すること。